

## 2 参照条文

### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

#### 〔定義〕

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

#### 〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

#### 〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

#### 〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものとしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四 （略）

②・③ （略）

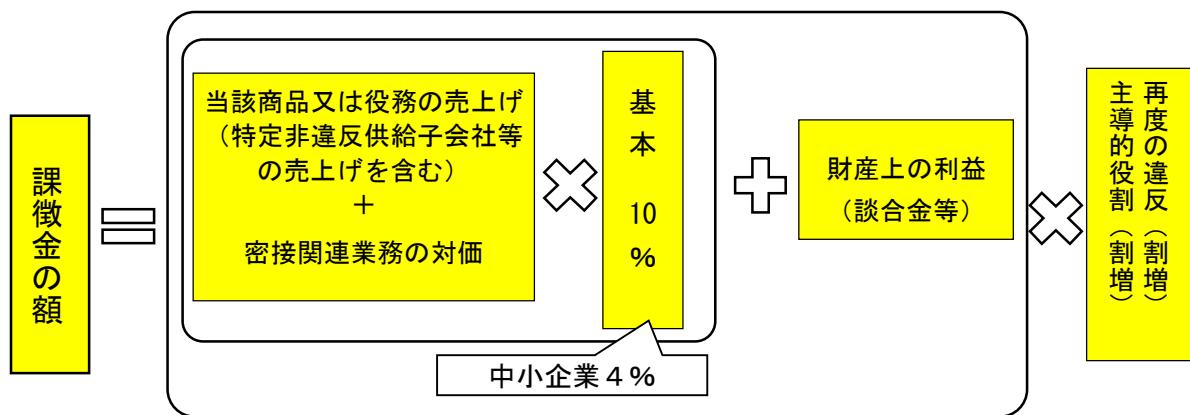
### 3 課徴金制度の概要

#### (1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

#### (2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務<sup>(注1)</sup>の対価の額に相当する額を基に、事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等<sup>(注2)</sup>に相当する額を合計して計算する<sup>(注3)</sup>。また、再度の違反<sup>(注4)</sup>又は主導的役割<sup>(注5)</sup>のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



(注1) 対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

(注2) 対象商品又は役務を供給しないこと等に関する得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号）。

(注3) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命づくことができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

(注4) 「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

(注5) 「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

#### (3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される<sup>(注1・2)</sup>（第7条の5第1項～第3項）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	適用される減免率
前	1位	全額免除	最大 40 %  (注 3)	全額免除
	2位	20 %		最大 60 %
	3～5位	10 %		最大 50 %
	6位以下	5 %		最大 45 %
	後	最大 3 社 (注 4)	最大 20 %	最大 30 %
	上記以下	5 %		最大 25 %

(注 1) 報告した事実、提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない（第 7 条の 6）。

(注 2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第 7 条の 4 第 4 項）。

(注 3) 調査開始日より前に 1 番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注 4) 調査開始日以後の申請者のうち 3 番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち 5 番目以内である場合に限る。